令和8・9・10・11・12年度 飯田市 農業集落排水処理施設管理業務委託について、公募型プロポーザル方式に係る手続きを開始するので、次のとおり公告する。

令和7年６月２日

飯田市上下水道局下水浄化センター

１　業務名

令和8・9・10・11・12年度 飯田市 農業集落排水処理施設管理業務委託

２　業務目的

「令和8・9・10・11・12年度 飯田市 農業集落排水処理施設管理業務委託」（以下「本委託」という）は、長野県飯田市および飯田市上下水道局が管理する農業集落排水処理施設の運転及び維持管理を民間事業者（以下事業者）に長期委託することにより、事業者の持つ創意工夫及びノウハウを活用した専門技術によって公共用水域の水質の保全を行うと共に、農業集落排水処理施設管理の効率化を図ることを目的とする。

３　対象施設及び業務の概要

（１）対象施設

①	立石地区農業集落排水処理施設	145.8㎥/日（ニイミシステム）
②	知久平地区農業集落排水処理施設	402.3㎥/日（ジャルス３型）
③	柏原地区農業集落排水処理施設	89.1㎥/日（ニイミシステム）
④	下殿岡地区農業集落排水処理施設	467.1㎥/日（ジャルス３型）
⑤	下虎岩地区農業集落排水処理施設	383.4㎥/日（ジャルス３型）
⑥	船渡地区農業集落排水処理施設	475.2㎥/日（ジャルス３型）
⑦	上久堅地区農業集落排水処理施設	324.0㎥/日（ジャルス３型）
⑧	更生太田地区農業集落排水処理施設	731.7㎥/日（ジャルス１４型）
⑨	米川野池芋平地区農業集落排水処理施設	264.6㎥/日（ジャルス１４型）
⑩	目名振地区小規模集合排水処理施設	22.0㎥/日（合併処理浄化槽）
⑪	堤田地区小規模集合排水処理施設	19.0㎥/日（合併処理浄化槽）

（２）業務の概要

① 業務内容

ア 運転管理業務

イ 保守点検業務

ウ 試料採取、運搬業務

エ ユーティリティー調達業務

オ 施設整備修繕業務

カ 環境整備業務
キ その他関連業務

② 業務期間等
ア 業務期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
イ 引継ぎ及び準備期間
契約日から令和8年3月31日まで

4　委託料の契約上限額
委託料の契約上限額は次のとおりとする。また、委託料の支払いは月ごとの後払いとする。
令和８年度～１２年度　201,829,000円（税抜き）

5　参加資格
（１）事業者単体の場合の参加資格要件
①令和7年度飯田市競争入札資格（上下水道等維持管理）を有する者。
②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
③公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、飯田市指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていなこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く）。
⑤法人税及び消費税及び地方消費税に滞納が無いこと。
⑥次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ

るとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

⑦本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員を兼ねていない者であること。

⑧地方自治体にて平成27年4月1日以降に農業集落排水処理施設において処理対象人員が501人以上の施設を、５年を超えて受託した実績を有すること。

⑨長野県浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年7月8日付長野県条例第29条）第３条に基づく、長野県の浄化槽保守点検登録を有すること。

⑩地域経済の活性化および下水処理技術の向上に寄与するため、必要な物品調達、施設管理業務等の発注においては、飯田市内に本店を置く事業者と連携して業務を行い、その事業者の育成等に貢献できること。

⑪事業者の職員は緊急時にその居住地から６０分以内に対象施設へ到着できること。

⑫次の要件を満たす者を自社の社員で1名以上選任できること。

・浄化槽管理技術者
・浄化槽管理士
・第二種酸素欠乏危険作業主任者
・第２種電気工事士

（２）共同企業体の場合の参加資格要件

①２者以上による共同企業体であること

②共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

③共同企業体の代表者及び構成員は（１）①から⑦の資格要件を満たすこと。

④共同企業体として（１）⑧から⑫の資格要件を満たすこと。

6　実施要領等の配布

期間

令和7年　6月　2日（月）から令和7年　6月　20日（金）まで

交付場所での交付は、土曜日、日曜日を除く9時から17時まで

配布場所及び担当部局

郵便番号：〒395－0823

住　　所：長野県飯田市松尾明7716番地

担当部局：飯田市上下水道局下水浄化センター

担　　当：浄化施設担当専門技査　吉地

電　　話：0265-23-1772

電子メール：matuostp@city.iida.nagano.jp

方法

交付場所にて無償で交付

7 現地見学会

令和7年　6月23日（月）～6月27日（金）の9時から17時まで。詳細は実施要領に示す。ただし状況等により変更の可能性がある。また実施日は希望者と調整する。

8　実施要領等に対する質問期間及び回答

質問期間は令和7年　7月11日（金）17時までとし、令和7年　7月18日（金）17時までに回答する。詳細は実施要領に示す。

9　参加手続等

令和7年7月23日（水）17時まで。詳細は実施要領に示す。

１０　技術提案書等の提出

令和7年9月19日（金）17時まで。詳細は実施要領に示す。

１１　技術提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング

令和7年10月下旬、技術提案書等を提出した者に対しプレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。詳細は実施要領に示す。

１２　審査結果の通知

審査及び評価により合計点の最も高い参加者を優先交渉権者として選定し、参加者全員へ結果を通知する。詳細は実施要領に示す。

１３　その他の留意事項

（１）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）参加表明書及び技術提案書等の作成並びに提出に関する費用は参加者の負担とする。

（３）提出された参加表明書及び技術提案書等は返却しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書等は、業務委託者の特定以外には使用しない。

（４）参加表明に関する質疑は、実施要領６（１）のイに示す部局に問い合わせること。

（５）電子メールの送信に関する着信確認は、参加者の責任において行うこと。

（６）参加者が1事業者であった際も、審査事項及び評価基準に従い審査を行う。

（７）第１回審査の結果、獲得平均点が60点に満たない提案者は失格とする。

（８）感染症拡大防止や災害対応などにより日程等に変更が生じる事がある。